

議案第44号

鳥取県情報公開条例の一部改正について

次のとおり鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに<u>県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。</u></p> <p>2 この条例において「公文書」とは、<u>実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下こ</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに<u>鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社をいう。</u></p> <p>2 この条例において「公文書」とは、<u>実施機関の職員（鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）</u></p>

の項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人

にあつては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 県公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 略

(開示請求に対する決定等)

第7条 略

2～4 略

5 実施機関は、開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人

等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟(以下「同類の訴訟」という。)の争点となっているもの(判決が確定していないものに限る。)が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等(当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。)の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

等をいう。以下同じ。)、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び公社以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれている場合において、当該開示請求に係る公文書の内容に現に他の公文書の開示に係る訴訟(以下「同類の訴訟」という。)の争点となっているもの(判決が確定していないものに限る。)が含まれており、かつ、第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者から当該公文書の開示に反対の意見を表示した意見書が提出されたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、開示決定等(当該公文書の内容のうち現に同類の訴訟の争点となっている部分に係るものに限る。)の期限を判決が確定した日から起算して15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、当該開示請求があった日から起算して45日以内に、開示請求者に対し、この項を適用する旨を書面により通知しなければならない。

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第18条の2 県が設立した地方独立行政法人の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(公社に対する不服申立て)

第18条の3 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

(会議の公開)

第37条 略

2 知事 (地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の

(公社に対する不服申立て)

第18条の2 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

(会議の公開)

第37条 略

2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。以下「出資法人」という。)及び県が地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(公社を除く。以下「出資法人」という。)及び県が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者(指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報(指定管理者にあっては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。)の公開に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 略

(鳥取県公文書公開条例の廃止)

第2条 略

(経過措置)

第3条 略

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第4条 略

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第5条 略

第1条 略

(鳥取県公文書公開条例の廃止)

第2条 略

(経過措置)

第3条 略

(検討)

第4条 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第5条 略

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第6条 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。